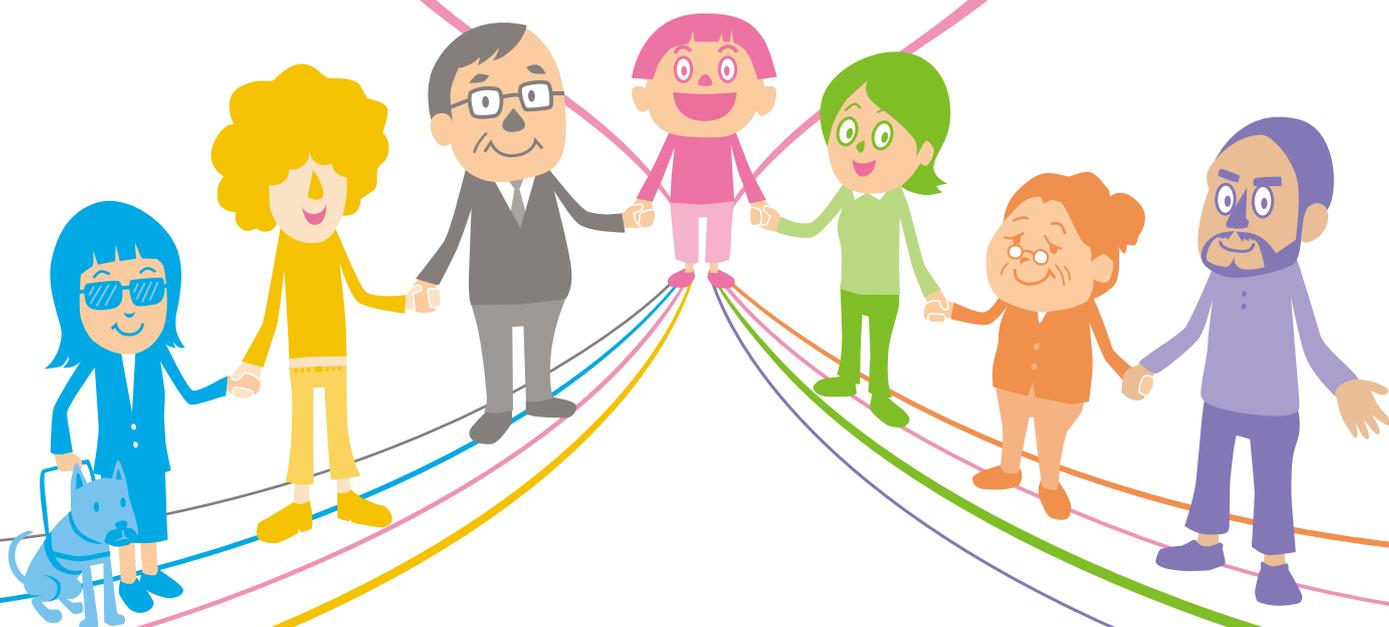


# 精華町 第2次人権教育・啓発推進計画

## 〈概要版〉

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、  
多様性を認め合うことができる社会へ



2017年(平成29年)3月

精華町



## 1 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活のなかで様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

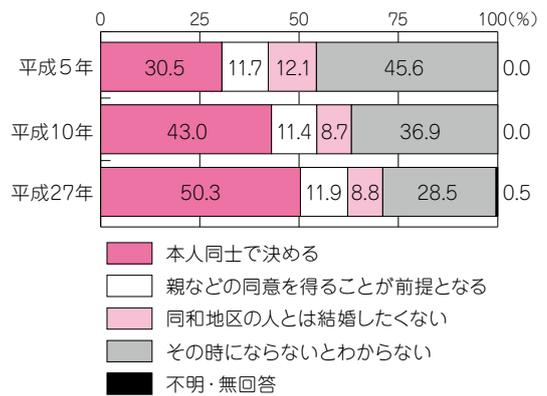
依然として、同和地区出身者に対する結婚の際の差別やインターネットを利用した悪質な差別的情報の流布等が発生しています。

同和問題を正しく理解し、社会の中で差別意識や偏見をなくしましょう。

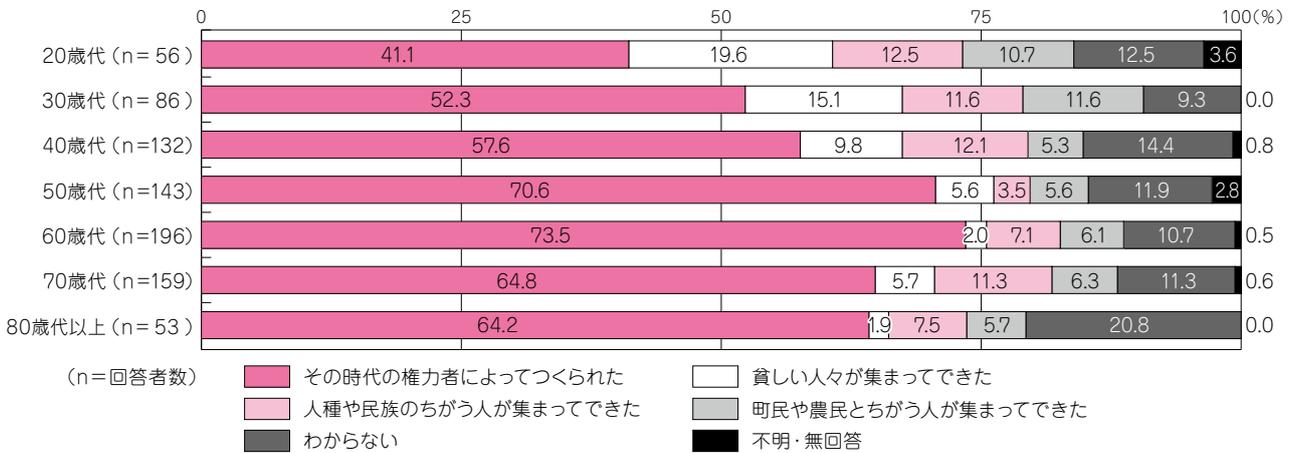
### 取り組み

- ① 人権教育・啓発を推進する
- ② 現行制度を的確に運用し、人権センターを活用した取り組みを推進する

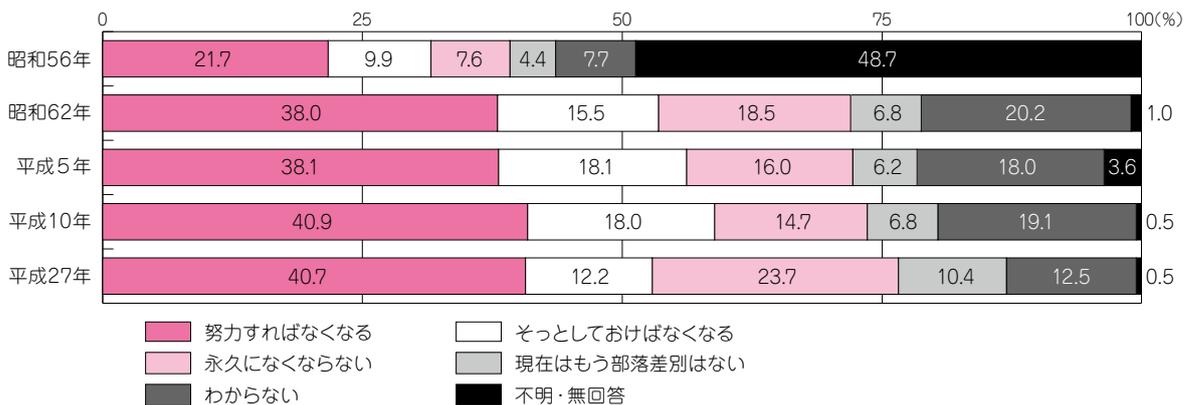
### ◆ 同和地区出身者との結婚について [経年比較] (単一回答)



### ◆ 同和地区はどうしてできたと思うか [年代別] (単一回答)



### ◆ 部落差別はなくなると思うか [経年比較] (単一回答)



精華町「人権に関する住民意識調査」(平成27年11月実施)

## 2 女性

DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、リベンジポルノなど、依然として女性に対する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的な取り扱いが発生しています。また、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などが求められています。

女性に対するあらゆる暴力を無くし、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる社会にしましょう。



### 【女性の人権を守ろう！～DVにみられる例～】

- **身体的暴力** (殴る、蹴る、ものを投げつける)
- **精神的暴力** (大声でどなる、ののしる、おどす、無視する)
- **経済的暴力** (生活費を渡さない、仕事をやめさせる、借金をさせる)
- **社会的暴力** (電話やメールをチェックする、行動やつきあいを制限する)
- **性的暴力** (性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要)
- **子どもを巻き込んだ暴力** (子どもの前で暴力をふるう)

### 取り組み

- ① 女性に対する暴力を根絶する
- ② 男女共同参画社会づくりを推進する
- ③ 女性の活躍を支援する

## 3 子ども

児童虐待、児童買春・児童ポルノ、いじめ、暴力行為、体罰など、子どもの人権侵害に関する問題が増加しています。また、情報化の進展に伴い SNS でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態も発生しています。

子どもを一人の人間として最大限に尊重し、子どもの人権を守りましょう。



### 取り組み

- ① 子どもの権利が保障され、成長していける環境をつくる
- ② 子どもへの虐待を防ぐ
- ③ いじめ、暴力行為、体罰等への対策を進める
- ④ 不登校の子どもを支援する
- ⑤ 子どもの貧困対策に取り組む
- ⑥ 児童ポルノ対策を進める

## 4 高齢者

高齢者の人権問題として、虐待や養護放棄などがあります。また、家族の介護を抱えている人の介護離職への対応も求められています。さらに、働く意欲のある高齢者が年齢制限などにより社会参加することができない状況も生じています。

いくつになっても自分らしく、いきいきと暮らすことができる地域にしましょう。

### 【高齢者の人権を尊重しよう～虐待にみられる例～】

- 身体的虐待
- 心理的暴力
- 性的虐待
- 経済的虐待
- 介護・世話の放棄・放任



### 取り組み

- ① 計画に基づく施策を推進する
- ② 高齢者の権利を擁護する
- ③ 高齢者の社会参画を支援する
- ④ 介護者を支援する
- ⑤ 施設や交通機関等のバリアフリー化を進める

## 5 障害のある人

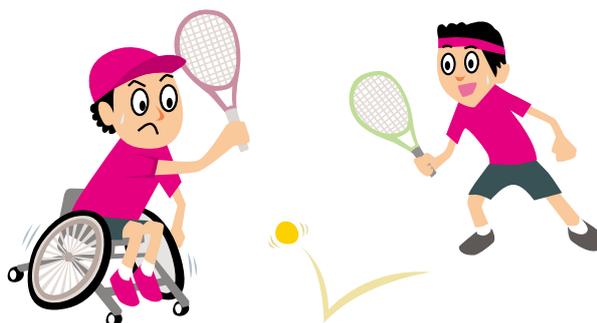
障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、障害のある人の自立や社会参加が妨げられる事象が依然として発生しています。

障害や障害のある人に対して一層の理解の促進を図ることが必要です。

障害があっても自分らしく暮らすことができる地域にしましょう。

### 取り組み

- ① 共生社会の実現に向けた取り組みを推進する
- ② 障害のある人の権利を擁護する
- ③ 障害のある人の社会参画を支援する
- ④ 介護者を支援する
- ⑤ 施設や交通機関等のバリアフリー化を進める



## 6 外国人

言葉や生活習慣の違いから日常生活での様々な課題や、さらに相互理解が不十分なために、外国籍の人々が偏見や差別などを受けることがあります。国際化が進むなか、外国籍の人々が安全・安心に暮らせる地域づくりが求められます。

民族や国籍等にかかわらず、違いを認め合い、暮らすことができる地域にしましょう。



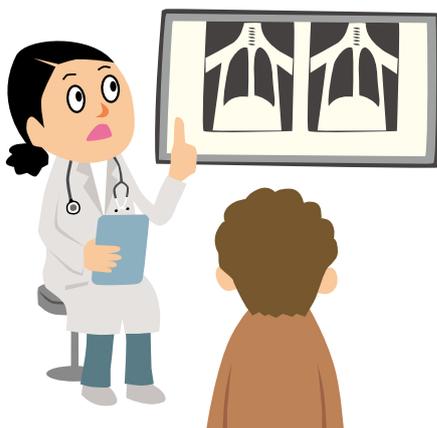
### 取り組み

- ① 多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進する
- ② 外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する
- ③ 外国籍住民の生活および就・修学を支援する

## 7 患者等 (エイズ・ハンセン病・難病)

エイズ患者や HIV 感染者、ハンセン病患者、難病患者等に関する正しい知識普及と意識啓発の取り組みの充実が求められます。特に、感染が拡大している若い世代からのエイズに対する正しい知識とその予防について、普及啓発のさらなる充実が必要です。

病気の有無にかかわらず、人権が尊重され、自分らしく暮らすことができる社会にしましょう。



### 取り組み

- ① 若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む
- ② ハンセン病に関する普及啓発に取り組む
- ③ 難病に関する普及啓発に取り組む

### インフォメーション



ヘルプマークを知っていますか？  
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々がいます。  
このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

## 8 さまざまな人権問題

(犯罪被害者・性的少数者・刑を終えて出所した人・ホームレス・アイヌの人々・婚外子・識字問題・北朝鮮当局による拉致問題等)

人権問題はこの計画に取り上げた問題にとどまらず、社会情勢や人々の意識の変化等の状況に留意した取り組みが求められます。



### 取り組み

- ① 犯罪被害者等への支援活動に取り組む
- ② 犯罪被害への理解や支援のための広報啓発を行う
- ③ 性の多様性の尊重についての意識を高める
- ④ 性的少数者が相談のできる場や職場などの環境をつくる
- ⑤ 刑を終えて出所した人に対する理解を深める
- ⑥ ホームレスに対する理解を深める

## 9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

インターネットを通じた誹謗中傷、個人情報の流出、プライバシーの侵害、児童ポルノ、リベンジポルノ、ネットいじめなどの人権侵害や犯罪が数多く発生しており、その特徴を踏まえた対応が求められます。暮らしのなかの社会の変化や情報化を正しく理解しましょう。



### 取り組み

- ① インターネットの教育・啓発を推進する
- ② 個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む
- ③ 身元調査を防止する
- ④ ワーク・ライフ・バランスを推進する
- ⑤ ハラスメントを防止する
- ⑥ 総合的な自殺対策に取り組む



## 1. さまざまな場面での人権教育・啓発

保育所・幼稚園	① 保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づく保育・教育活動を推進する ② 職員に対する研修を充実させる
学校	① 就・修学の保障と希望進路の実現を支援する ② 人権に関する学習内容や指導方法を充実する ③ 研究実践効果を活用する ④ 家庭や地域と連携した取り組みを推進する ⑤ 教育環境の整備に取り組む
地域社会	① ライフステージに応じた人権に関する学習機会を提供する ② 人権教育を担う指導者を養成する ③ 青少年の健全育成を支援する
家庭	① 家庭教育に関する学習機会を充実させる ② 家庭における児童虐待等の人権侵害を防止する
企業・職場	① 人権が尊重される企業づくりを促進する ② 採用時や職場内での人権侵害を防止する

## 2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進

人権に特に関係する下記の職業従事者に対する研修を推進します。

- 役場職員・一部事務組合職員等
- 教職員・社会教育関係者
- 保健福祉関係者
- マスメディア関係者
- 消防職員

## 3. 指導者の養成

人権啓発推進委員会をはじめとする指導者に対する情報提供、活動支援を実施します。また、体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫した研修会の実施により、指導者の養成に努めます。

## 4. 人権教育・啓発資料等の整備

人権に関する学習活動のこれまでの成果を踏まえ、あらゆる場面で人権を学ぶことができる学習教材・啓発資料等の整備を推進します。

## 5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

発達段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等のあらゆる場面において、学校等関係機関が連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。

## 6. 調査・研究成果の活用

(公財)世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用した質の高い知識普及に取り組みます。

## 7. 相談機関相互の連携・充実

精華町では、なやみごと（人権・行政）相談、法律相談など、さまざまな相談窓口を設け、住民からの相談に対応しています。相談技能の向上を目的とした相談員研修会の参加により、相談員の相談技能の向上を促進するとともに、各種相談窓口の充実を図ります。



## この計画について

- **計画の位置づけ** この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、精華町における人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。
- **計画期間** 2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）まで

## 基本理念

**「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、  
多様性を認め合うことができる社会の実現」**

あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参画することにより、誰もが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会の隅々にまで浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指します。

## 人権教育・啓発推進の視点

これまでに実施してきた人権教育や啓発および「精華町人権教育・啓発推進計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意し、人権教育・啓発を推進します。

- 視点1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

## 計画の推進

- ① 精華町人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進します。
- ② 住民活動団体・企業等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、それぞれの特性や役割に応じた行政との協働を推進します。
- ③ 京都府や山城地区15市町村と連携を図り、京都府人権強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動に取り組みます。
- ④ 国や京都府の取り組み状況を見極め、必要に応じて計画を見直します。

### 精華町第2次人権教育・啓発推進計画〈概要版〉

2017年（平成29年）3月 精華町住民部人権啓発課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

電話：0774-94-2004（代表）／0774-95-1919（人権啓発課直通）

FAX：0774-95-3974

ホームページ <http://www.town.seika.kyoto.jp/>

